



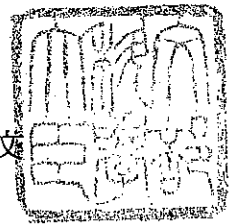
25 文科振第 346 号
平成 25 年 5 月 28 日

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
機 構 長 鈴木 厚 人 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長職務代行 辻 倉 米 藏 殿

文部科学大臣

下 村 博 文



大強度陽子加速器施設 J-PARC における放射性物質の
漏えい事案等に対する取組について

大強度陽子加速器施設 J-PARC において発生した管理区域外への放射性物質の漏えい事案及び当該事案に関する関係機関への報告の遅れなどについては、放射性物質を取り扱う施設の安全管理を行う者の安全に対する意識の低さや安全管理体制の不備が招いたものであると考えられる。これは、原子力に関する安全・安心が強く求められている中で、地域住民や関係自治体、国民の期待と信頼を著しく傷つけるものであり、このような事態が発生したことは誠に遺憾である。

については、今後、二度と同じ過ちを繰り返さないようにするためにも、下記のとおり、必要な措置を講ずることを求めるので、講じた措置の内容を速やかに報告されたい。

なお、下記の取組を進めるに当たっては、原子力規制委員会の指示等に適切に対応するとともに、地元をはじめ国民の理解を得られるよう、説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

記

- 1 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が保有する施設及び設備のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に

関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の対象となる全てのものに係る安全管理体制及び緊急時に実施すべき手順等の再確認を行うこと。

- 2 特に今回の事案の対象である J-PARC については、上記の確認作業に当たり、第三者による有識者会議を設置し、意見を聞くこと。
- 3 上記の確認作業の結果、不備があれば施設及び設備を停止し、改善するまで運転を行わないこと。
- 4 組織の役職員の安全文化の醸成に改めて最大限努めること。

以 上

J-PARCハドロン実験施設における放射性物質漏えい事故検証に係る 有識者会議の設置に関する取決め

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「KEK」という。）は、今般のJ-PARCハドロン実験施設の放射性物質漏えい事故（以下「当該事故」という。）を踏まえ、必要な措置を講じるに当たり、第三者の有識者から意見を聞くため、次のとおり取り決める。

（設置目的）

第1条 原子力機構とKEKは、「大強度陽子加速器施設の運営に関する基本協定」を変更する協定（平成21年7月1日締結）第15条に基づき、J-PARCセンターの安全管理体制及び緊急時に実施すべき手順等の再確認作業に当たり、第三者の有識者から意見を聞くため、「J-PARCハドロン実験施設の放射性物質漏えい事故検証に係る有識者会議（以下「本会議」という。）を設置する。

（所掌業務）

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、両機関の長の諮問に応じて審議し、両機関の長に答申する。

- （1） J-PARCセンターの安全管理体制及び緊急時に実施すべき手順等の再確認
- （2） J-PARCセンターで進める当該事故対策計画の妥当性に係る評価

（組織）

第3条 本会議は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、当該事故を踏まえた原因分析から再発防止に至る対応を基に構築する安全管理体制に関し、助言することのできる両機関外の有識者のうちから、両機関の長が委嘱する。

（作業部会）

第6条 本会議は、当該事故の検証作業と対策計画の妥当性評価作業を効率的に進めるため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、外部の有識者若干名による部会委員をもって組織する。
- 3 部会委員は、両機関の長が委嘱する。
- 4 部会の業務を総理させるため、部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、部会に属する委員のうちから選任する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから選任する者がその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員長、委員、部会長及び部会委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員長、委員及び部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第8条 本会議は委員長が、部会は部会長が、それぞれ必要に応じて召集する。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、両機関の役職員その他の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会議、作業部会の庶務及び基礎データの準備のため、事務局を置く。

(廃止)

第10条 本取決めは、第2条に規定する業務を終了したと両機関の長が認めるときは、廃止する。

(雑則)

第11条 本取決めに定める事項に疑義が生じた場合又は本取決めに定めのない事項が生じたときは、両機関で協議の上、その都度定める。

附 則

この取決めは、平成25年6月18日から実施する。

原高機構（J）第 025 号
平成 25 年 6 月 21 日

J－PARCハドロン実験施設の放射性物質
漏えい事故検証に係る有識者会議
委員長 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 松浦 祥次郎

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
機構長 鈴木 厚人

J－PARCセンターの安全管理体制及び緊急時に実施すべき手順等の
再確認作業について（諮問）

「J－PARCハドロン実験施設の放射性物質漏えい事故検証に係る有識者会議の設置
に関する取決め」第 2 条に基づき、次の事項について諮問いたします。

【諮問事項】

- （1）J－PARCセンターの安全管理体制及び緊急時に実施すべき手順等の再確認
- （2）J－PARCセンターで進める当該事故対策計画の妥当性に係る評価

以上